

## 令和8年度 長崎県障害者巡回歯科診療計画

### I 実施地区（巡回歯科診療拠点）一覧

#### ○診療日程等（診療日数47日）

実施月	実施地区		診療拠点	診療予定日	診療開始時間
4月	県南	雲仙市	あけぼの学園	3.10.17.24	(金) 11:00
5月	壱岐	郷ノ浦町	タオリティーライフセンター つばさ	14.28 15.29	(木) 14:00 (金) 9:30
6月	県央	川棚町	長崎慈光園	5.12.19.26	(金) 11:00
7月	県南	島原市	県南保健所	3.10.17.24.31	(金) 11:30
8月	県北	平戸市	草笛が丘	6.20 7.21	(木) 13:30 (金) 9:30
9月	県北	佐世保市	佐世保祐生園	4.18.25	(金) 11:00
10月	下五島	五島市	ふじ学園	8.22 9.23	(木) 14:00 (金) 9:30
11月	県北	佐世保市	佐世保祐生園	6.13.20.27	(金) 11:00
12月	県央	川棚町	長崎慈光園	4.18.25	(金) 11:00
1月	県南	雲仙市	あけぼの学園	8.15.22.29	(金) 11:00
2月	県央	諫早市	きぼうの里	5.12.19.26	(金) 10:30
3月	西彼	西海市	こざくら学園	5.12.19.26	(金) 11:00

## 2. 各関係機関の役割

各関係機関名	役 割
県立保健所	1 地域での年次計画のスケジュール管理 2 管内の障害者の歯科医療ニーズの情報収集と市町と連携して在宅障害者の受診ニーズの把握 3 必要に応じて、事前説明会の開催（各市町、障害福祉サービスを提供する施設や事業所、関係機関への地域の円滑な対応を図る、役割分担の確認等） 4 事業実施中の地域での調整、必要に応じて事業実施中の市町支援 5 管内の診療申し込み状況の把握
※対象地域外保健所	1 管轄内の市町へ情報提供 2 管内の障害者の歯科医療ニーズの情報収集と市町と連携して在宅障害者の受診ニーズの把握
市町	1 住民への周知、治療が必要な障害児・者の把握 2 福祉の一環としての内容 （例）診療拠点までの必要に応じた移送について対応 3 診療申込書の受付窓口（在宅障害児・者分）、診療申込書のとりまとめ及び口腔保健センターへの申込み 4 所管保健所への診療申し込み状況の報告
佐世保市	1 住民への周知、治療が必要な障害児・者の把握 2 福祉の一環としての内容 （例）診療拠点までの必要に応じた移送について対応 3 診療申込書の受付窓口（在宅障害児・者分）、診療申込書のとりまとめ及び口腔保健センターへの申込み
障害児・者施設	1 利用児・者の歯科医療へのニーズ把握 2 施設入所者の診療申込書のとりまとめ（入所施設のみ） →直接口腔保健センターへ申込 3 診療当日の受診者の移送（主として入所施設）
長崎県社会福祉協議会	1 HP等による周知 2 対象地域の市町社会福祉協議会へ事前の周知
市町社会福祉協議会	1 対象者への巡回歯科診療への情報提供 2 市町と連携した患者の移送について協力
長崎県歯科医師会	1 計画策定及び年次計画の策定、事業全体の管理、事業実施中の総括、その他運営に関すること 2 障害者巡回歯科診療の実施 3 対象地域での障害者巡回歯科診療の実施と受診者ニーズの評価・検証 4 事前説明会での診療内容の説明（地域の障害者歯科協力医からの説明） 5 各郡市歯科医師会への周知等、地域協力歯科医への周知協力依頼 6 離島へ必要に応じた派遣等の対応検討、調整 7 その他障害者巡回歯科診療に関するこ
県障害福祉課	1 年次計画の関係機関（障害者施設）への周知 2 HP及び機会を捉えた事業の周知
県国保・健康増進課	1 年次計画の関係機関（対象保健所、対象市町、対象施設、長崎県社会福祉協議会）への周知 2 地域からの情報収集をもとに県全体でのニーズの把握 3 関係機関への協力依頼 4 対象外保健所への文書通知、情報提供

### 3 巡回歯科診療地区の歯科診療の周知から申し込み・受付・とりまとめまでの実施の流れ

時期	内容	実施機関
巡回歯科診療実施2か月前	○事前説明会の開催（管内診療拠点地区の理解状況や必要に応じて開催） ○周知、受診勧奨・申込受付 <在宅障害児・者の受付> <施設入所児・者の受付>	・県立保健所 ・市町 ・各施設
実施の1か月前	○受診申込書とりまとめ後、口腔保健センター（県歯科医師会）へ提出 <在宅障害児・者の申込とりまとめ> <施設入所児・者の申込とりまとめ> ○日程・時間調整後、保健所・各施設へ連絡、在宅障害児・者の受診者へ連絡	・市町 ・各施設 ・口腔保健センター（県歯科医師会）
実施月	○各診療拠点で障害者巡回歯科診療開始 ※市町と社会福祉協議会と連携した在宅障害者への周知や患者移送について 協力をお願いします。	・口腔保健センター（県歯科医師会） ・市町及び市町社会福祉協議会

### 4 年間計画の周知先（県 国保・健康増進課からの周知先）

- 対象地区市町、県立保健所、県及び対象地区市町社会福祉協議会、対象地区の県及び市福祉事務所
- 診療拠点となる施設
- 回復期リハビリテーション病院
- 県教育庁及び特別支援学校
- 障害福祉事業関係団体
- 主に下記の障害福祉事業を運営する法人（※周知の希望が無いところは除きます）

障害児・者施設の種類	施設の名称
児童福祉施設等	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設・指定発達支援医療機関、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所
障害福祉サービス事業	生活介護事業所、療養介護事業所、自立訓練事業所（機能・生活・訓練宿泊型）、就労系サービス事業所、障害支援施設 等

※周知先として、下記の施設は除きます

- ・長崎市と対象地域以外の関係機関（市町以外）、団体・施設
- ・こども医療福祉センター<肢体不自由児施設>（諫早市）：歯科の外来あり
- ・（福）聖家族会（諫早市）（みさかえの園等運営）：運営施設に常勤歯科医師・歯科診療施設有
- ・諫早総合病院（諫早市）：歯科口腔外科有
- ・特別支援学校のうち盲学校、ろう学校、長崎市と対象地域以外の特別支援学校
- ・視覚、聴覚障害、てんかん、断酒、奉仕、スポーツ等の関係団体

## 5 障害者協力医制度について（県歯科医師会が構築している障害児・者の歯科医療体制）

地域の障害者歯科協力医は、障害者歯科に関する相談や障害者巡回歯科診療のフォローを行っています。

### 長崎県障害者地域歯科保健システム 障害者歯科協力医制度要綱

#### 1. 目的

長崎県下全域の障害者に対して、「いつでも、どこでも、だれでも最良の歯科保健医療を！」を目標に掲げ、満遍なく、公平で、より効果的な保健医療供給体制の充実を図り、障害をもつ人の障害の軽減や克服につなげ、ひいてはノーマライゼーションの確立のため、地域社会の障害者歯科保健医療を積極的に推進する。

#### 2. 実施主体

- (1) 名称は、障害者歯科協力医制度（以下「協力医制度」という）とする。
- (2) この事業の運営は、長崎県歯科医師会地域福祉委員会（以下「地域福祉委員会」という）が行う。
- (3) この事業は、長崎県歯科保健医療部会専門委員会の合意の下で推進する。
- (4) この事業の事務は、長崎県歯科医師会事務局（以下「県事務局」という）が行う。

#### 3. 構成

- (1) この事業は、長崎県歯科医師会障害者歯科協力医員（以下「協力医員」という）をもって構成する。
- (2) 協力医員は、本事業の主旨に賛同し、協力する長崎県歯科医師会会員から募集（公募）する。

#### 4. 位置づけ

- (1) 協力医員は、長崎県障害者地域歯科保健医療システムに属する。
- (2) 協力医員は、長崎県口腔保健センター（県歯科医師会）の協力歯科医とする。

#### 5. 任期

- (1) 協力医員の任期は、3年間とする。

#### 6. 役割

- (1) 障害者の歯科診療
- (2) 障害者の歯科相談及び健診
- (3) 必要に応じて口腔保健センター（県歯科医師会）に照会し、円滑な診療確保に努める
- (4) 歯科巡回診療車、基幹病院との連携
- (5) 口腔保健センター（県歯科医師会）との情報交換及び研修
- (6) 地域福祉委員会へ実績報告書を提出する
- (7) その他

#### 7. 対象者

- (1) 協力医制度の対象者は、県下の障害者とする。
- (2) 協力医制度に該当する障害者とは、障害者基本法（平成10年法律第110号）第2条の規定に該当するものをいう。

##### 障害者基本法 第2条（定義）

この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

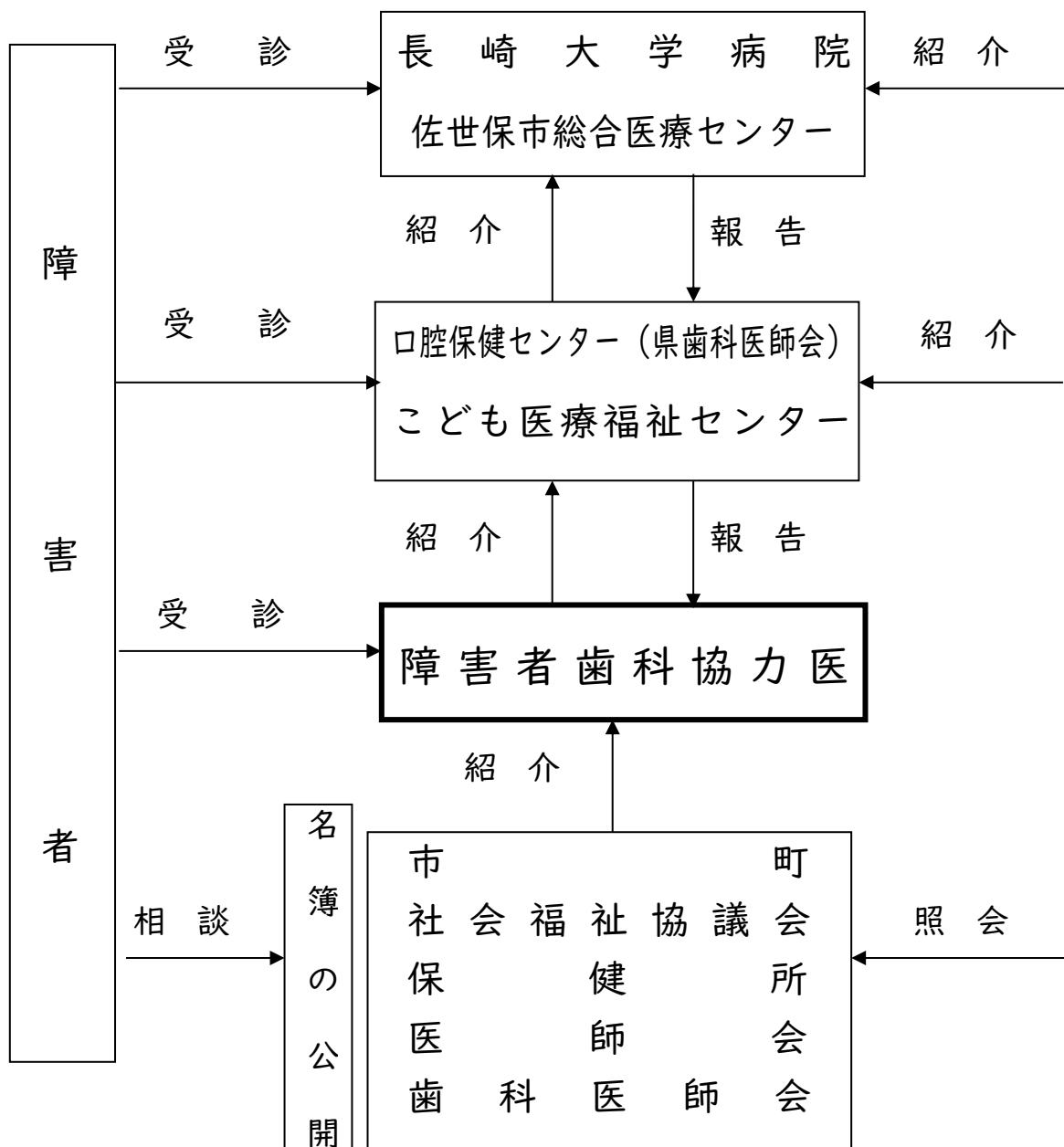
#### 8. 受診経路

【図1】のとおり

#### 9. その他

- (1) この要綱に定めるものの他、運営について必要な事項は地域福祉委員会で決定する。
- (2) この要綱は、平成4年7月1日から施行する。  
この要綱は、平成13年7月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

## 長崎県障害者歯科協力医システム【図1】



(参考：障害者歯科協力医の検索方法)

・お住まいの近くの障害者歯科に関する相談や診療については、下記から調べることができます。

○長崎県歯科医師会のホームページ (<https://www.nda.or.jp/>) から検索ができます。

『長崎県歯科医師会』→『口腔保健センター』→『障害者歯科診療』

※郡市歯科医師会別に掲載されています。

※ご不明な場合は下記へお問い合わせください。

長崎県口腔保健センター（県歯科医師会）

〒852-8104 長崎市茂里町 3-19 (長崎県歯科医師会館内)

電話 095 (848) 5970 FAX 095 (848) 5980 メール：[senter@nda.or.jp](mailto:senter@nda.or.jp)